

入札公告例【総合評価_電子入札】
（総合評価方式試行案件）

（本説明例については、原則的なことを例示しているので、実施については個々の案件により適宜、修正・追加・削除を行うこと。）

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「会計規則」といいます。）第 62 条の規定により公告します。

平成 年 月 日

三重県知事

1 入札に付する工事概要

（1）工事番号及び工事名

平成 年度第 号

建設工事

（2）工事場所

市 町 番 号

（3）工事概要

（4）工期

契約締結日から 日間（契約締結日から平成 年 月 日まで）

（5）使用する主要な資機材

m m² ‰ t

（6）予定価格

円（消費税及び地方消費税を含む）

【見積徴収型の場合】

予定価格については、提出された参考見積書を参考にして積算し、予定価格と仕様書【公告時に仕様書を変更した場合のみ】を公表（掲示）します。

（7）総合評価方式試行工事

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 3 条（基本理念）にかんがみ、三重県総合評価方式試行要領第 2 条（4）【高度技術提案型や標準型の場合など、案件ごとに第 2 条の該当する各号を適用する】に該当することから、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（【除算又は加算】方式）の試行工事です。なお、本工事の総合評価方式は 型【「簡易型」等】です。

（8）契約後 V E 方式工事【指定する場合】

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係る提案に当たらないものを除きます。

（9）競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目等を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

（10）低入札価格調査対象工事

本工事は、会計規則第 72 条で規定する低入札価格調査の対象工事です。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行などについて原則として電子入札システムで行う対象工事であり、電子入札システムによる参加申請ができない場合は、入札に参加できません。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更はできません。このため、入札に参加できない場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。
- (4) 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

3 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件をすべて満たしている者となります。

- (1) 申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者となります。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による 工事の建設業者【又は特定建設業者】であること。
 - イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に 工事で登録されている者であること。
 - オ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領による資格(指名)停止を受けている期間中でないこと。
 - カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」といいます。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」といいます。）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
 - ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。
 本工事の設計業務の受託者及び受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者となります。
 - (ア) 本工事の設計業務の受託者
 設計株式会社
 - (イ) 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者
 - a 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者
 - b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
 - ケ 建設業退職金共済制度に加入している者であること。【 制度の加入を求める場合】
 - コ 内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める 工事の平成 年度格付けが ランクの者のうち総合点が 点以上の者であること。【 格付けのある業種を格付けに係る総合点を設定して発注する場合の記載例】
 - コ 内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める 工事の経営事項審査結果の総合評定値が 点以上の者であること。（審査基準日は平成 年10月1日から平成 年9月30日までの間とします。ただし、合併及び分割その他組織変更を行った法人で、通達等の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては通達等に定める合併等の期日のものとします。）【 格付けのない業種を発注する場合の記載例】
- (2) 次に掲げる条件をすべて満たしている者となります。
 - ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り、以下同じ。）であ

る元請けとして、平成 年度以降【 最大過去15年間】に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。

なお、「本工事と同種工事」とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団等のその他政令で定める法人を含みます。以下同じ。）都道府県・市町村等（四日市港管理組合、土地開発公社等を含みます。）及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）資源・エネルギー（電気、ガス、石油）通信会社等）発注の 工事をいいます。（以下「本工事と同種工事」において同じ。）【 求める場合】

イ 本工事に、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者で次の基準を満たす者を開札日までに【 議会案件の場合は「開札日までに」を削除し、その代わりに「契約時に」を追加すること。】配置できる状況にあること。ただし、様式第3-1号（配置予定の主任技術者等の資格・施工実績）提出日において配置予定技術者が他の工事に従事している場合は、あわせて誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。【 入札時に配置予定技術者を求める場合】

- (ア) 三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者であること。
- (イ) 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成 年度以降【 最大過去15年間】に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「平成16年4月1日以降発注の公共工事において、主任技術者としての資格を有し、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（コリンズ登録済者に限る）」としての実績）を資料提出日において有すること。【 求める場合】

- (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (エ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、本工事の申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合、又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

イ 本工事に、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者で次の基準を満たす者を契約時に配置できる状況にあること。【 入札時に配置予定技術者を求めない場合】

- (ア) 三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (ウ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、契約日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合、又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(3) 総合評価方式に係る提案

総合評価方式に係るすべての評価項目について提案を行うこと。提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合は入札に参加できません。ただし、提案が認められずに標準案（設計図書に基づく仕様をいう。以下同じ。）での施工となった場合は入札に参加できるものとします。

なお、提案において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたときや、提案内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

4 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式（除算方式）の仕組み【 除算方式の場合】

本工事の総合評価方式は、標準点（設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態）に加算点（入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値

（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = {(標準点 + 加算点) ÷ 入札価格} 別添資料1「総合評価方式（除算方式）の内容」参照

(1) 総合評価方式（加算方式）の仕組み【 加算方式の場合】

本工事の総合評価方式は、次に示すア又はイの計算式により算出した価格評価点に技術評価点（入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数）を足し合わせた数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 別添資料1「総合評価方式（加算方式）の内容」参照

価格評価点は下記の式により算出します。

なお、低入札調査基準価格とは、三重県低入札価格調査実施要領第3条により算出した額（以下「低入札調査基準価格」といいます。）とします。

$$x = 100 \times \text{入札価格} \div \text{予定価格}$$

$$z = 100 \times \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格}$$

$$a = -6 \div (z - 40)$$

$$t = -900 \times a$$

として、以下により計算します。

ア 入札価格 低入札調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点 } Y = a \times (x - 70)^2 + t$$

イ 入札価格 < 低入札調査基準価格の場合

$$y_1 = a \times (z - 70)^2 + t$$

$$y_2 = a \times (x - 70)^2 + t \text{ として、}$$

$$\text{価格評価点 } Y = y_1 + (y_2 - y_1) \times (\text{技術評価点の満点} \div 300)$$

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は別紙「 総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法【 除算方式の場合】

入札参加者の要件及び提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者で評価値 = {(標準点 + 加算点) ÷ 入札価格} の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法【 加算方式の場合】

入札参加者の要件及び提案により評価項目を評価し、次の条件を満たす入札を行った者のうち評価値（= 価格評価点 + 技術評価点）の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。【 採否の通知等を行う必要がない案件の場合は削除】

(6) 落札者の提案内容(性能等)については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。【 履行確認を伴う提案を求めない場合は削除】

(7) 受注者の責による提案内容の不履行が認められた場合は再度の施工等を求めますが、再度の施工等が困難なときは、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において、評価点の減点を行います。【 履行確認を伴う提案を求めない場合は削除】

(8) 発注者が設定している標準案の不履行が認められた場合は、再度の施工を求めます。

(9) 技術資料の受領後の差替、追加は認めません。

(10) 提出された技術資料及び付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。

(11) 次に該当する技術資料は加点対象としません。

- ア 提案内容が不明なもの
- イ 著しく具体性を欠くもの
- ウ 施工の確実性、安全性を欠くもの

5 入札手続等

(1) 設計図面及び仕様書の配付等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。

なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードしていただけます。

三重県入札情報サービスのホームページアドレス <http://www.cals.pref.mie.jp/>

(ア) 閲覧期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前【午後】
時 分から午後【午前】 時 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を
除きます。）

(イ) 閲覧場所 市 町
事務所 室 課
電話 - -

イ 設計図書等の複写を希望する者は、上記の閲覧場所まで連絡し、指示に従ってください。

(2) 当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出するものとします。

なお、電話・口頭など個別では受けません。

ア 技術資料に係る質問の提出

(ア) 提出期間 公告日の翌日から平成 年 月 日()までの午前【午後】 時 分
から午後【午前】 時 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(イ) 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -
ファクシミリ - -

(ウ) 提出方法 持参又は電送（ファクシミリ）にて受け付けますが、電送（ファクシミリ）
の場合は必ず着信の確認をしてください。【 提出方法は、発注機関におい
て設定すること。】

イ 技術資料に係る質問に対する回答

(ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間 平成 年 月 日()【質問書の提出があった日の 日後】から平成
年 月 日()までの午前【午後】 時 分から午後【午前】 時 分ま
で（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(ウ) 閲覧場所 三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。【 入札情報サー
ビスによる閲覧の場合】

〒 - 市 町 【 掲示による閲覧の場合】
事務所 室 課
電話 - -

ウ 設計図書等に係る質問の提出

(ア) 提出期間 公告日の翌日から平成 年 月 日()までの午前【午後】 時 分
から午後【午前】 時 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(イ) 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -
ファクシミリ - -

(ウ) 提出方法 持参又は電送（ファクシミリ）にて受け付けますが、電送（ファクシミリ）
の場合は必ず着信の確認をしてください。【 提出方法は、発注機関におい
て設定すること。】

エ 設計図書等に係る質問に対する回答

(ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答します。

- (イ) 閲覧期間 平成 年 月 日()【質問書の提出があった日の 日後】から平成 年 月 日()までの午前【午後】 時 分から午後【午前】 時 分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (ウ) 閲覧場所 三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。【 入札情報サービスによる閲覧の場合】
〒 - 市 町 【 掲示による閲覧の場合】
事務所 室 課
電話 - -
- (3) 申請書の提出
入札参加希望者は、申請書及び5(4)の参加申請時に提出を指定された書類を電子入札システムにより提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により提出することができます。
なお、期限までに申請書及び5(4)の参加申請時に提出を指定された書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。
また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。
- ア 電子入札システムによる受付
(ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前【午後】 時 分から午後【午前】 時 分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- イ 紙による受付【 紙による提出を認める場合】
(ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前【午後】 時 分から午後【午前】 時 分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (イ) 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -
- (ウ) 提出方法 紙による持参での提出のみとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けません。【 提出方法は、発注機関において設定すること。】
- (4) 提出書類の内容及び提出時期
提出書類の内容及び提出時期は次のとおりとします。
- ア 参加申請時に提出する書類
(ア) 技術資料届出書等
技術資料届出書(様式1)、技術資料(様式 ~ 様式)及び付随する資料を提出してください。
- (イ) 参考見積書等【 見積徴収型の場合】
参考見積書及び付随する資料を提出してください。
なお、提出された参考見積書については、文書にて質問を行うことがあります。
- イ 入札時に提出する書類
(ア) 工事費内訳書
a 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第71条第7号により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。
(a) 工事費内訳書を提出しないもの。
(b) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの。
(c) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
[注] 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。
(d) 記載すべき項目が欠けているもの。
[注] 記載すべき項目には、工事名・会社名・代表者名を含みません(紙による提出の場合を除きます。)

- (e) その他不備があるもの。
- b 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。
- c 工事費内訳書は返却しません。
また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。
- d 工事費内訳書の差替、再提出は認めません。
- (イ) 三重県低入札価格調査マニュアル重点調査様式 1
入札する額に 100 分の 105 を乗じて得た額が予定価格の 10 分の 7.5 以下である場合には、三重県低入札価格調査実施要領第 6 条第 3 項に基づき重点調査様式 1 を提出してください。
- (ウ) 同種工事の施工実績〔様式第 2 - 1 号〕【求める場合】
3 (2) アの本工事と同種工事の施工実績を記載してください。
なお、記載した工事に係るコリンズカルテの写し等を提出してください。
- (エ) 配置予定の主任技術者等の資格・施工実績〔様式第 3 - 1 号〕【入札時に配置予定技術者を求める場合】
 - a 3 (2) イの配置予定技術者の資格及び本工事と同種工事の施工実績を記載してください。
なお、記載した工事に係るコリンズカルテの写し等を提出してください。
 - b 配置予定技術者は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第 3 - 1 号記載の配置予定技術者の追加又は差替は認めません。
 - c 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは入札してはならず、申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出してください。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
 - d 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。
 - e 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、当該技術者が本件の申請書の受付最終日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し、又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者に限っては技術者雇用確認書など）を添付してください。
- (5) 競争参加資格の確認項目
競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。
ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。
なお、くじになった場合にあつては、くじの当選者を落札候補者とします。
 - ア 事前条件審査項目
入札参加希望者の建設業許可業種・経審点数・格付け・地域要件等の基本項目、及び 3 (3) に係る事項
 - イ 参加資格事後審査項目
3 (2) アの本工事と同種工事の施工実績、3 (2) イの配置予定の主任技術者等の資格・本工事と同種工事の施工実績などを含む全ての項目【入札時に配置予定技術者を求めない場合は、「3 (2) イの配置予定の主任技術者等の資格・施工実績」を削除すること。】
- (6) 競争参加資格確認結果の通知
競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知します。
ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。
 - ア 事前条件審査結果
平成 年 月 日()
 - イ 参加資格事後審査結果

平成 年 月 日()

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(7) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時まで追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(8) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。

イ 提出期間 競争参加資格がないと認められた場合の通知日から下記の日までの午前【午後】時分から午後【午前】時分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

・事前条件審査で競争参加資格がないと認められた者

平成 年 月 日()

・事後審査で競争参加資格がないと認められた者

平成 年 月 日()

ウ 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

(9) 技術資料のヒアリング【 ヒアリングを行う場合】

ア 提出された技術資料に対するヒアリングを行います。

ヒアリングは平成 年 月 日()の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ ヒアリングは原則として配置予定の主任技術者（監理技術者）に対して行います。

(9) 技術資料のヒアリング【 ヒアリングを行わない場合】

提出された技術資料に対するヒアリングは行いません。

(10) 提案に関する採否の通知【 採否の通知を行う場合】

提案に関する採否の通知については、競争参加資格事前条件確認通知と同時に書面により通知します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

(10) 提案に関する採否について【 簡易型の場合で、採否をヒアリング時に伝える場合】

提案に関する採否については、提案内容が適正かどうかをヒアリング時に確認し、その場で決定します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

(10) 提案に関する採否について【 採否の通知等を行う必要がない案件の場合】

当該技術資料においては、発注者によりその適否を判断しなければならない提案を求めていることから、提案に関する採否の通知は行いません。技術資料の審査は、各評価項目の評価基準に基づき行います。

なお、入札は標準案に基づき行うものとします。

(11) 入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は電子入札システムにより提出してください。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参してください。

イ 入札執行回数は、1回とします。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

(12) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札書受付期間は、平成 年 月 日()午前【午後】 時 分から平成 年 月 日()午後【午前】 時 分まで

イ 紙による持参の場合【 紙による提出を認める場合】

(ア) 入札書受付期間 平成 年 月 日()午前【午後】 時 分から平成 年 月 日()午前【午後】 時 分まで

(イ) 入札書提出場所 〒 - 市 町

電話 - -

(ウ) その他 本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を提示すること。

ウ 入札書の撤回、差替、再提出は認めません。

(13) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 平成 年 月 日()午前【午後】 時 分

イ 開札場所 〒 - 市 町

電話 - -

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県建設工事執行規則（以下「執行規則」といいます。）第7条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規則第75条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、同条第4項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証委託契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

(ア) 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。

(イ) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。

(ウ) 低入札調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 納税確認

次のア、イによる納税確認書等（発行日から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、当該入札等には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

- ・すべての県税 [納税確認書] = 所管県税事務所発行 [無料]
- ・消費税及び地方消費税 [納税証明書その3未納税額のないこと用] = 所管税務署発行 [有料]

イ 県外に本店を有する事業者

- ・すべての県税 [納税確認書] = 所管県税事務所発行 [無料] 県内に営業所等を有する場合のみ
- ・消費税及び地方消費税 [納税証明書その3未納税額のないこと用]
= 所管税務署発行 [有料] 本社分について

なお、電子入札により参加する場合は、落札者となった場合にのみ、契約時に入札等の実施日又は契約の締結日の前6か月以内に発行された上記納税確認（証明）書（写し可）を提示又は提出していただきます。この提示等がなされたときは、入札等参加時において入札等の参加資格があったものとみなします。この提示等がなされないとき、又は、入札等参加時に県税又は消費税及び地方消費税に未納があったことが確実な場合は、入札等参加時において入札等の参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とします。

（3）開札

ア 電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。

イ 紙入札による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。

ウ 紙入札による参加者は紙の入札書を、入札保証金の納付が必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立ち会うものとします。

エ 紙入札の参加者及び入札保証金の納付が必要な参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

（4）入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受ける等、3の競争参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

（5）落札者の決定

ア 4（3）及び（4）の方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがあります。

イ 落札者を決定したときは、電子入札システムにより電子入札参加者に通知します。

ウ 低入札調査基準価格を下回った入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後に落札者を決定するものとします。

なお、低入札調査基準価格を下回った調査対象者のうち、落札候補者は、開札日の翌日から起算して 日以内【 3日以内で発注機関が設定すること。】に三重県低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を提出しなければなりません。

また、三重県低入札価格調査マニュアルに基づき次順位者の調査が必要となった場合は、その者は低入札価格調査資料を指定された日時までに提出しなければなりません。

低入札価格調査資料を提出しない等、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

エ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

(6) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあつては、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 低入札調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第40条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、当該会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

(7) 担当技術者の追加配置

ア 低入札調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者のほかに、低入札価格調査資料提出時に専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」といいます。）1名を追加して定め、契約時に配置しなければなりません。

ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとします。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

(ア) 三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

(イ) 3(2)イに定める競争参加資格要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める競争参加資格要件としての資格及び施工実績を有していること。

(ウ) 直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 低入札価格調査資料提出時に配置できる状況にあること。

ただし、予定価格が5億円以上の工事は、契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

イ 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとします。

ウ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

エ 専任の担当技術者の低入札価格調査資料提出後の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とします。

(8) 技術者の配置

低入札調査基準価格に満たない額で契約するときは、本工事に配置する主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務はできません。

(9) 重点監督

低入札調査基準価格に満たない額で契約するときは、三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用します。

(10) 落札の失効

落札者が決定された日から30日以内に契約書（【議会案件の場合】仮契約書）を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(11) 契約の締結【議会案件の場合】

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三重県条例第9号）に基づく三重県議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合は、仮契約を解除することがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は仮契約若しくは本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

(11) 契約の締結【 議会案件でない場合】

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

(12) 契約後V E方式工事【 指定する場合】

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(13) 支払条件

ア 前払の割合

契約金額の10分の4以内の額とします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額の1億円を超える金額が1億円を増すごとに1回を加えた回数以内

(14) 変更契約

- 契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。
- (15) 工事实態調査
 低入札調査基準価格に満たない額で契約し、発注者から工事实態調査の指示があった場合又は三重県低入札価格調査実施要領第3条第3項に規定する重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力しなければなりません。
 なお、工事实態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (16) 入札の中止等
 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。
 また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。
 なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (17) 苦情申立て
 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
- (18) 火災保険付保険の要否
 否又は要【 発注機関において、「否」又は「要」を選択すること。】
- (19) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (20) 契約書作成の要否
 要
- (21) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
 無
- (22) 入札時に様式第3 - 1号（配置予定の主任技術者等の資格・施工実績）を提出している場合において、落札者は、当該様式に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (23) 落札者は、3（2）イの基準を満たし、かつ、技術資料により届け出た技術者を契約時に配置しなければなりません。なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (24) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (25) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。
- (26) 本公告に関する問い合わせ先
 〒 - 市 町
 事務所 室 課
 電話 - -

WTO案件の場合

【公告の最初の部分】

次のとおり、一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により、公告します。

【競争参加資格等に関する注意事項】

WTO案件の場合には、地域要件、ランク、ISO認証取得について条件としない。

また、入札手段については、書面及び郵送による入札を排除しないこと。

「政府調達に関する協定」には「入札は、原則として、書面により、直接に又は郵送で行う」とことと規定されていることから「電子入札案件」の指定はできない。よって、「2 電子入札に関する事項」については次のとおり記載する。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は、原則として書面で行いますが、電子入札システム利用登録者は、電子入札システムを利用できます。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。
- (3) 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

【追加する項目（下線部分が追加する項目）】

- () 申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。
(ただし、ア、イ及びエについては、開札の時までに満たしていれば足りません。)
- () 次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。
 - ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り、以下同じ。）である元請けとして、平成 年度以降【 最大過去15年間】に完成し、かつ、引渡し済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事」とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団等のその他政令で定める法人を含みます。以下同じ。）都道府県・市町村等（四日市港管理組合、土地開発公社等を含みます。）及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）資源・エネルギー（電気、ガス、石油）通信会社等）発注の 工事をいいます。（以下「本工事と同種工事」において同じ。）【 求める場合】

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績とします。
- () 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年4月23日三重県告示第230号）」に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務室（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）電話 059-224-2771）に行うことができます。
- () 本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

【英文で記載する項目】

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract : [工事名]
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : [入札に参加するための申請書及び資料並びに提出期限]
- (3) The date and time for the submission of tenders : [入札執行日時]
(tenders submitted by mail : [郵便による入札の場合の提出期限]
- (4) Contact point where tender documents are available : [照会先]
- (5) Official in charge of disbursement of the procuring entity : [公告に係る事務を担当する所属の名称]

特定建設工事共同企業体に発注する場合

【追加する項目】

- ・ 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項
 - （１）特定建設工事共同企業体の構成員数は 者とします。
 - （２）特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、 %以上とします。
 - （３）特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうちで出資比率が最大の者とします。

【その他注意事項】

- ・ 3（１）「申請書の提出日から落札決定日までの期間中」については、「申請書（特定建設工事共同企業体の結成に関する書類を含みます。）の提出日から落札決定日までの期間中」と変更すること。
- ・ 同種工事の施工実績又は配置予定の主任技術者等の資格・施工実績については、発注案件に応じ、適宜設定すること。
- ・ 特定建設工事共同企業体の結成に関する書類の提出方法を明記すること。

三重県建設工事執行規則の平成 22 年 6 月 1 日改正に伴う入札・契約保証金に係る入札公告例

【平成 22 年 5 月 31 日以前に入札を行い、平成 22 年 6 月 1 日以降に契約を行う案件の場合】

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県建設工事執行規則（以下「執行規則」といいます。）第 7 条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会計規則第 75 条第 2 項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 下記のいずれかに該当した場合に契約保証金の納付を免除します。

- a 会計規則第 75 条第 4 項第 1 号による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。
- b 平成 22 年 6 月 1 日施行の執行規則第 7 条第 1 項第 1 号による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- c 契約金額が 500 万円以下で平成 22 年 6 月 1 日施行の執行規則第 7 条第 1 項第 2 号に該当することが確認できたとき。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の 10 分の 3 以上となります。

- a 特定建設工事共同企業体で契約金額が 5 億円以上のとき。
- b 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。)
- c 低入札調査基準価格に満たない額で契約するとき。

【平成 22 年 5 月までの公告で、平成 22 年 6 月 1 日以降に入札を行う案件の場合】

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会計規則第 75 条第 2 項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 下記のいずれかに該当した場合に契約保証金の納付を免除します。

- a 会計規則第 75 条第 4 項第 1 号による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。
- b 平成 22 年 6 月 1 日施行の執行規則第 7 条第 1 項第 1 号による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- c 契約金額が 500 万円以下で、平成 22 年 6 月 1 日施行の執行規則第 7 条第 1 項第 2 号に該当することが確認できたとき。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の 10 分の 3 以上となります。

- a 特定建設工事共同企業体で契約金額が 5 億円以上のとき。
- b 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。)
- c 低入札調査基準価格に満たない額で契約するとき。